

重要水防箇所・石手川洪水予報河川

令和8年5月25日

重信川流域治水協議会
重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会

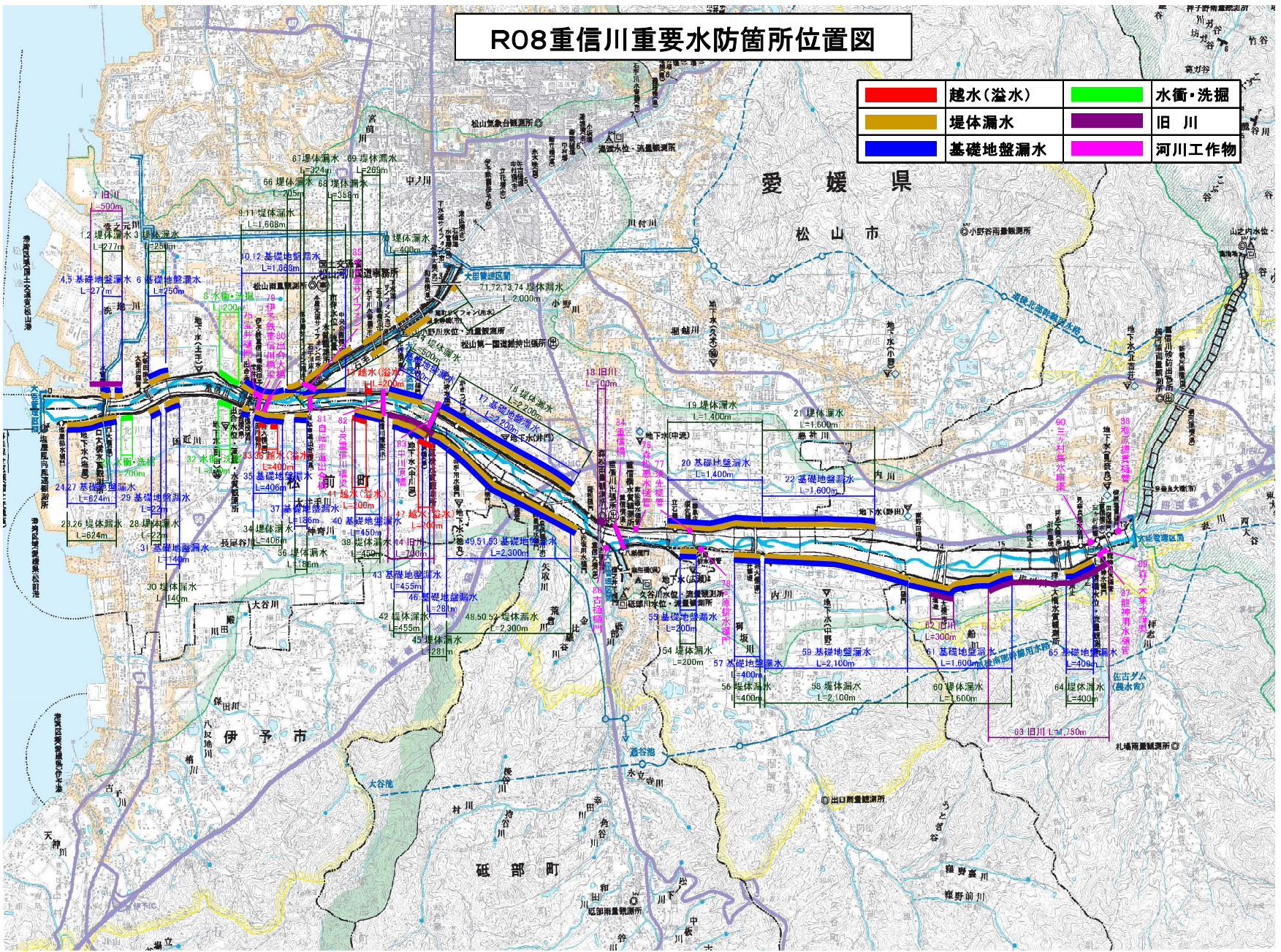
説明項目

1. 重要水防箇所について(令和8年度更新版)

2. 石手川の洪水予報河川への指定について

R08重信川重要水防箇所位置図

■	越水(溢水)	■	水衝・洗掘
■	堤体漏水	■	旧川
■	基礎地盤漏水	■	河川工作物



令和8年度直轄河川重要水防箇所 一覧表

番号	河川名	左 右 岸	種別	重要 度	地名及び施設名	水防管理 団体	距離標	延長 (m)	工法	地盤担当 出張所	愛媛県担当 土木事務所
1	重信川	右	堤体漏水	A	松山市西垣生	松山市	0/800+100 ~ 1/000+46	146	月の輸工	重信川 出張所	中予地方局 建設部
2	重信川	右	堤体漏水	A	松山市西垣生	松山市	1/000+185 ~ 1/200+116	131	月の輸工	"	"
3	重信川	右	堤体漏水	A	松山市西垣生	松山市	1/800+5 ~ 2/000+55	250	月の輸工	"	"
4	重信川	右	基礎地盤漏水	A	松山市西垣生	松山市	0/800+100 ~ 1/000+46	146	釜段工	"	"
5	重信川	右	基礎地盤漏水	A	松山市西垣生	松山市	1/000+185 ~ 1/200+116	131	釜段工	"	"
6	重信川	右	基礎地盤漏水	A	松山市西垣生	松山市	1/800+5 ~ 2/000+55	250	釜段工	"	"
7	重信川	右	旧川	要	松山市西垣生	松山市	0/600+100 ~ 1/200+100	500		"	"
8	重信川	右	水衝・洗掘	B	松山市出合	松山市	2/600+100 ~ 2/800+100	200	木の杭/びくろ張り工/シー工、 捨て土のウ工、H1重要水防箇所設置	"	"
9	重信川	右	堤体漏水	A	松山市出合	松山市	2/800+132 ~ 3/800	868	月の輸工	"	"
10	重信川	右	基礎地盤漏水	A	松山市出合	松山市	2/800+132 ~ 3/800	868	釜段工	"	"
11	重信川	右	堤体漏水	B	松山市市坪西町	松山市	3/800 ~ 4/600	800	月の輸工	"	"
12	重信川	右	基礎地盤漏水	B	松山市市坪西町	松山市	3/800 ~ 4/600	800	釜段工	"	"
13	重信川	右	越水(溢水)	B	松山市市坪西町	松山市	4/800+100 ~ 5/000+100	200	積み土葺工	"	"
14	重信川	右	堤体漏水	B	松山市吉川新 ~松山市吉川西	松山市	5/200 ~ 5/600+100	500	月の輸工	"	"
15	重信川	右	基礎地盤漏水	B	松山市吉川南 ~松山市吉川西	松山市	5/200 ~ 5/600+100	500	釜段工	"	"
16	重信川	右	堤体漏水	B	松山市吉川西 ~松山市井西町	松山市	6/000 ~ 8/200	2,200	月の輸工	"	"
17	重信川	右	基礎地盤漏水	B	松山市吉川西 ~松山市井西町	松山市	6/000 ~ 8/200	2,200	釜段工	"	"
18	重信川	右	旧川	要	松山市森松町	松山市	8/800 ~ 8/800+100	100		"	"
19	重信川	右	堤体漏水	A	松山市森松町 ~松山市豊高井町	松山市	10/000 ~ 11/400	1,400	月の輸工	"	"
20	重信川	右	基礎地盤漏水	A	松山市森松町 ~松山市豊高井町	松山市	10/000 ~ 11/400	1,400	釜段工	"	"
21	重信川	右	堤体漏水	B	松山市南高井町 ~重温市高野田	松山市 重温市	11/400 ~ 13/000	1,600	月の輸工	"	"
22	重信川	右	基礎地盤漏水	B	松山市南高野田 ~重温市南野田	松山市 重温市	11/400 ~ 13/000	1,600	釜段工	"	"
23	重信川	左	堤体漏水	B	松前町北川原	松前町	0/400 ~ 0/800+100	500	月の輸工	"	"
24	重信川	左	基礎地盤漏水	B	松前町北川原	松前町	0/400 ~ 0/800+100	500	釜段工	"	"
25	重信川	左	水衝・洗掘	B	松前町北川原	松前町	1/000+100 ~ 1/200+100	200	木の杭/びくろ張り工/シー工、 捨て土のウ工、H1重要水防箇所設置	"	"
26	重信川	左	堤体漏水	A	松前町北川原	松前町	0/800+100 ~ 1/000+24	124	月の輸工	"	"
27	重信川	左	基礎地盤漏水	A	松前町北川原	松前町	0/800+100 ~ 1/000+24	124	釜段工	"	"
28	重信川	左	堤体漏水	A	松前町北川原	松前町	1/600+178 ~ 1/800	22	月の輸工	"	"
29	重信川	左	基礎地盤漏水	A	松前町北川原	松前町	1/600+178 ~ 1/800	22	釜段工	"	"
30	重信川	左	堤体漏水	A	松前町北川原 松前町西高柳 松前町北川原	松前町	1/800+60 ~ 2/000	140	月の輸工	"	"
31	重信川	左	基礎地盤漏水	A	松前町北川原 松前町西高柳	松前町	1/800+60 ~ 2/000	140	釜段工	"	"
32	重信川	左	水衝・洗掘	B	松前町西高柳	松前町	2/600+100 ~ 2/800+10	110	木の杭/びくろ張り工/シー工、 捨て土のウ工、H1重要水防箇所設置	"	"
33	重信川	左	越水(溢水)	B	松前町西高柳	松前町	3/200+100 ~ 3/400+100	200	積み土葺工	"	"
34	重信川	左	堤体漏水	A	松前町西高柳	松前町	3/200+160 ~ 3/600+166	406	月の輸工	"	"
35	重信川	左	基礎地盤漏水	A	松前町西高柳	松前町	3/200+160 ~ 3/600+166	406	釜段工	"	"
36	重信川	左	堤体漏水	A	松前町上高柳	松前町	3/800+46 ~ 4/000+32	186	月の輸工	"	"
37	重信川	左	基礎地盤漏水	A	松前町上高柳	松前町	3/800+46 ~ 4/000+32	186	釜段工	"	"
38	重信川	左	越水(溢水)	B	松前町上高柳	松前町	3/400+100 ~ 3/600+100	200	積み土葺工	"	"
39	重信川	左	堤体漏水	A	松前町中川原	松前町	4/800+15 ~ 5/200+65	450	月の輸工	"	"
40	重信川	左	基礎地盤漏水	A	松前町中川原	松前町	4/800+15 ~ 5/200+65	450	釜段工	"	"
41	重信川	左	越水(溢水)	B	松前町中川原	松前町	4/800+100 ~ 5/000+100	200	積み土葺工	"	"
42	重信川	左	堤体漏水	A	松前町中川原	松前町	5/400+130 ~ 5/800+185	455	月の輸工	"	"
43	重信川	左	基礎地盤漏水	A	松前町中川原	松前町	5/400+130 ~ 5/800+185	455	釜段工	"	"
44	重信川	左	旧川	要	松前町中川原	松前町	5/200+130 ~ 6/000	700		"	"
45	重信川	左	堤体漏水	A	松前町中川原	松前町	6/000+19 ~ 6/200+100	281	月の輸工	"	"
46	重信川	左	基礎地盤漏水	A	松前町中川原	松前町	6/000+19 ~ 6/200+100	281	釜段工	"	"
47	重信川	左	越水(溢水)	B	松前町中川原	松前町	5/800+100 ~ 6/000+100	200	積み土葺工	"	"

令和8年度直轄河川重要水防箇所 一覧表

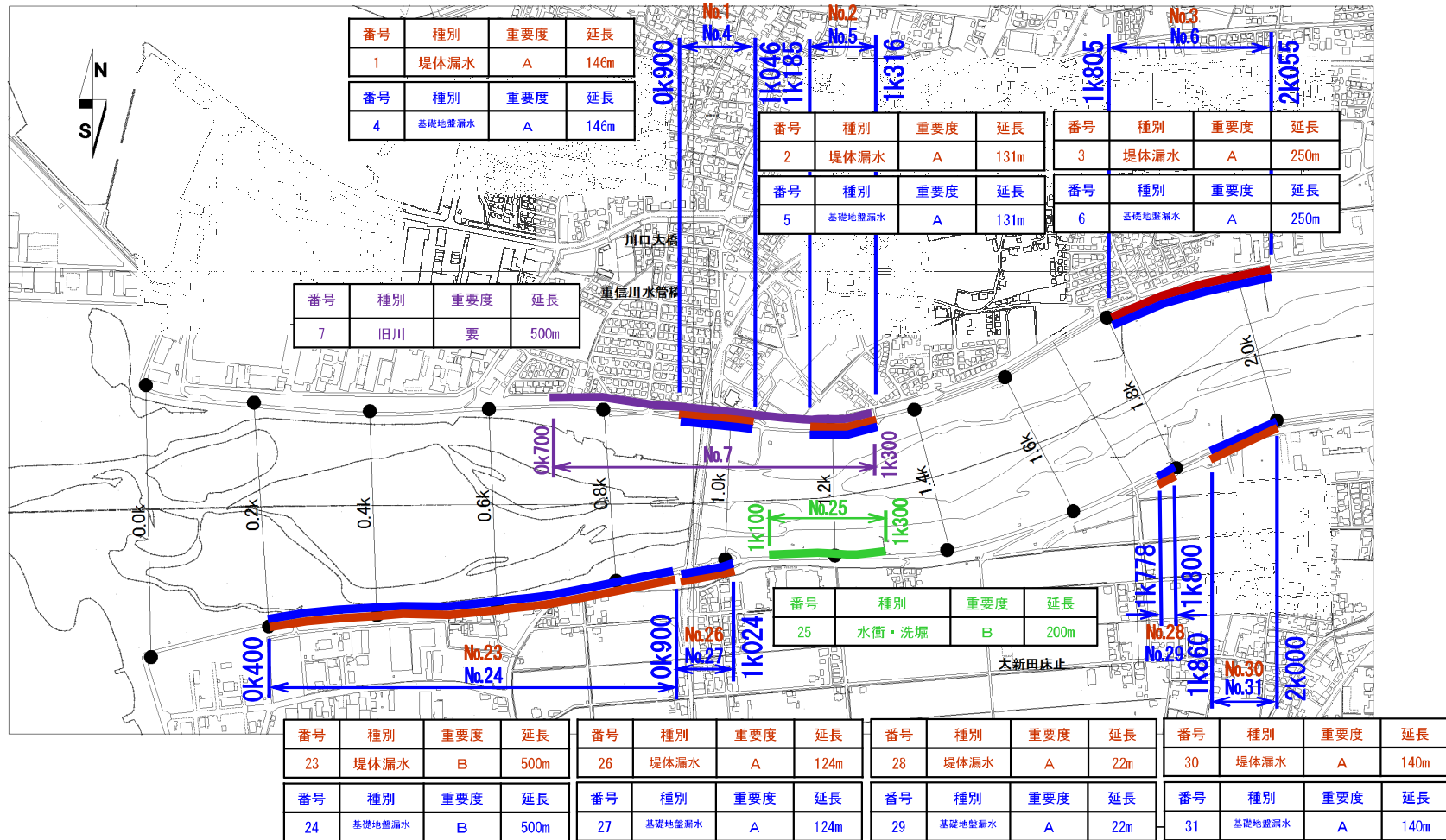
番号	河川名	種別	重要度	地名及び施設名	水防管理団体	距離標	延長(m)	工法	地盤担当出張所	愛媛県担当土木事務所
48	重信川	左 堤体漏水	B	松前町中川原	松前町 砥部町	6/200+100 ~ 7/000+100	800	月の輸工	"	"
49	重信川	左 基礎地盤漏水	B	松前町中川原	松前町 砥部町	6/200+100 ~ 7/000+100	800	釜段工	"	"
50	重信川	左 堤体漏水	A	砥部町八倉	砥部町	7/000+100 ~ 8/200	1,100	月の輸工	"	"
51	重信川	左 基礎地盤漏水	A	砥部町八倉	砥部町	7/000+100 ~ 8/200	1,100	釜段工	"	"
52	重信川	左 堤体漏水	B	砥部町重光	砥部町	8/200 ~ 8/600	400	月の輸工	"	"
53	重信川	左 基礎地盤漏水	B	砥部町重光	砥部町	8/200 ~ 8/600	400	釜段工	"	"
54	重信川	左 堤体漏水	B	松山市森松町	松山市	10/200 ~ 10/400	200	月の輸工	"	"
55	重信川	左 基礎地盤漏水	B	松山市森松町	松山市	10/200 ~ 10/400	200	釜段工	"	"
56	重信川	左 堤体漏水	B	松山市大橋町	松山市	11/000 ~ 11/400	400	月の輸工	"	"
57	重信川	左 基礎地盤漏水	B	松山市大橋町	松山市	11/000 ~ 11/400	400	釜段工	"	"
58	重信川	左 堤体漏水	A	松山市南高井町 松山市中野町	松山市	11/400+100 ~ 13/600	2,100	月の輸工	"	"
59	重信川	左 基礎地盤漏水	A	松山市南高井町 松山市中野町	松山市	11/400+100 ~ 13/600	2,100	釜段工	"	"
60	重信川	左 堤体漏水	B	東温市上村 東温市下村	東温市	13/600 ~ 15/200	1,600	月の輸工	"	"
61	重信川	左 基礎地盤漏水	B	東温市上村 東温市下村	東温市	13/600 ~ 15/200	1,600	釜段工	"	"
62	重信川	左 旧川	要	東温市上村	東温市	14/000 ~ 14/200+100	300	"	"	"
63	重信川	左 旧川	要	東温市下林	東温市	14/800+100 ~ 16/600+100	1,750	"	"	"
64	重信川	左 堤体漏水	B	東温市下林	東温市	16/000 ~ 16/400	400	月の輸工	"	"
65	重信川	左 基礎地盤漏水	B	東温市下林	東温市	16/000 ~ 16/400	400	釜段工	"	"
66	石手川	右 堤体漏水	B	松山市出合	松山市	0/000-100 ~ 0/200-95	205	月の輸工	"	"
67	石手川	右 堤体漏水	B	松山市余戸南	松山市	0/200+16 ~ 0/600-60	324	月の輸工	"	"
68	石手川	右 堤体漏水	B	松山市余戸南	松山市	0/600+42 ~ 1/000	358	月の輸工	"	"
69	石手川	右 堤体漏水	B	松山市保免中	松山市	1/400+31 ~ 1/600+100	269	月の輸工	"	"
70	石手川	右 堤体漏水	B	松山市保免上	松山市	2/000-100 ~ 2/200+100	400	月の輸工	"	"
71	石手川	左 堤体漏水	B	松山市市坪西町	松山市	0/000-100 ~ 0/600+100	800	月の輸工	"	"
72	石手川	左 堤体漏水	B	松山市市坪西町	松山市	1/400-100 ~ 1/600+100	400	月の輸工	"	"
73	石手川	左 堤体漏水	B	松山市市坪西町	松山市	2/000-100 ~ 2/400+100	600	月の輸工	"	"
74	石手川	左 堤体漏水	B	松山市市坪西町	松山市	3/000-100 ~ 3/000+100	200	月の輸工	"	"
75	重信川	右 工作物	A	宝井樋門	松山市	3/200+29	—	月の輸工	"	"
76	重信川	右 工作物	A	森松懸水樋管	松山市	9/400+116	—	月の輸工	"	"
77	重信川	右 工作物	A	須先樋管	松山市	10/200+142	—	月の輸工	"	"
78	重信川	左 工作物	A	河原排水樋管	松山市	10/400+106	—	月の輸工	"	"
79	重信川	左 工作物	B	伊予鉄重信川橋梁	松山市 松前町	3/200+97	—	"	"	"
80	重信川	左 工作物	B	出合大橋	松山市 松前町	3/000+450	—	"	"	"
81	重信川	左 工作物	B	白萩車道出合橋	松山市 松前町	4/000+105	—	"	"	"
82	重信川	左 工作物	B	JR重信川橋梁	松山市 松前町	5/200+20	—	"	"	"
83	重信川	左 工作物	B	中川原橋	松山市 松前町	5/000+938	—	"	"	"
84	重信川	左 工作物	B	重信橋	松山市 砥部町	9/200+160	—	"	"	"
85	石手川	左 工作物	A	水小屋サイフォン	松山市	0/200+28	—	月の輸工	"	"
86	重信川	左 工作物	A	古樋樋門	砥部町	9/000+41	—	月の輸工	"	"
87	重信川	左 工作物	A	龍神用水樋管	東温市	16/400+156	—	月の輸工	"	"
88	重信川	右 工作物	A	柳原掘貫樋管	東温市	16/800+91	—	月の輸工	"	"
89	重信川	左 工作物	A	森ノ木集水暗渠	東温市	16/600	—	月の輸工	"	"
90	重信川	右 工作物	A	三ヶ村集水暗渠	東温市	16/400	—	月の輸工	"	"

河川別	左右岸		A		B		要注標		合計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
重信川	右岸	15	5,590	16	10,600	2	600	33	16,790	
	左岸	24	10,528	26	9,710	3	2,750	53	22,988	
	小計	39	16,118	42	20,310	5	3,350	86	39,778	
石手川	右岸	1	0	5	1,556	0	0	6	1,556	
	左岸	1	0	4	2,000	0	0	5	2,000	
	小計	2	0	9	3,556	0	0	11	3,556	
合計	41	16,118	51	23,866	5	3,350	97	43,334		

R08重要水防箇所重平面図
＜越水（溢水）、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川＞

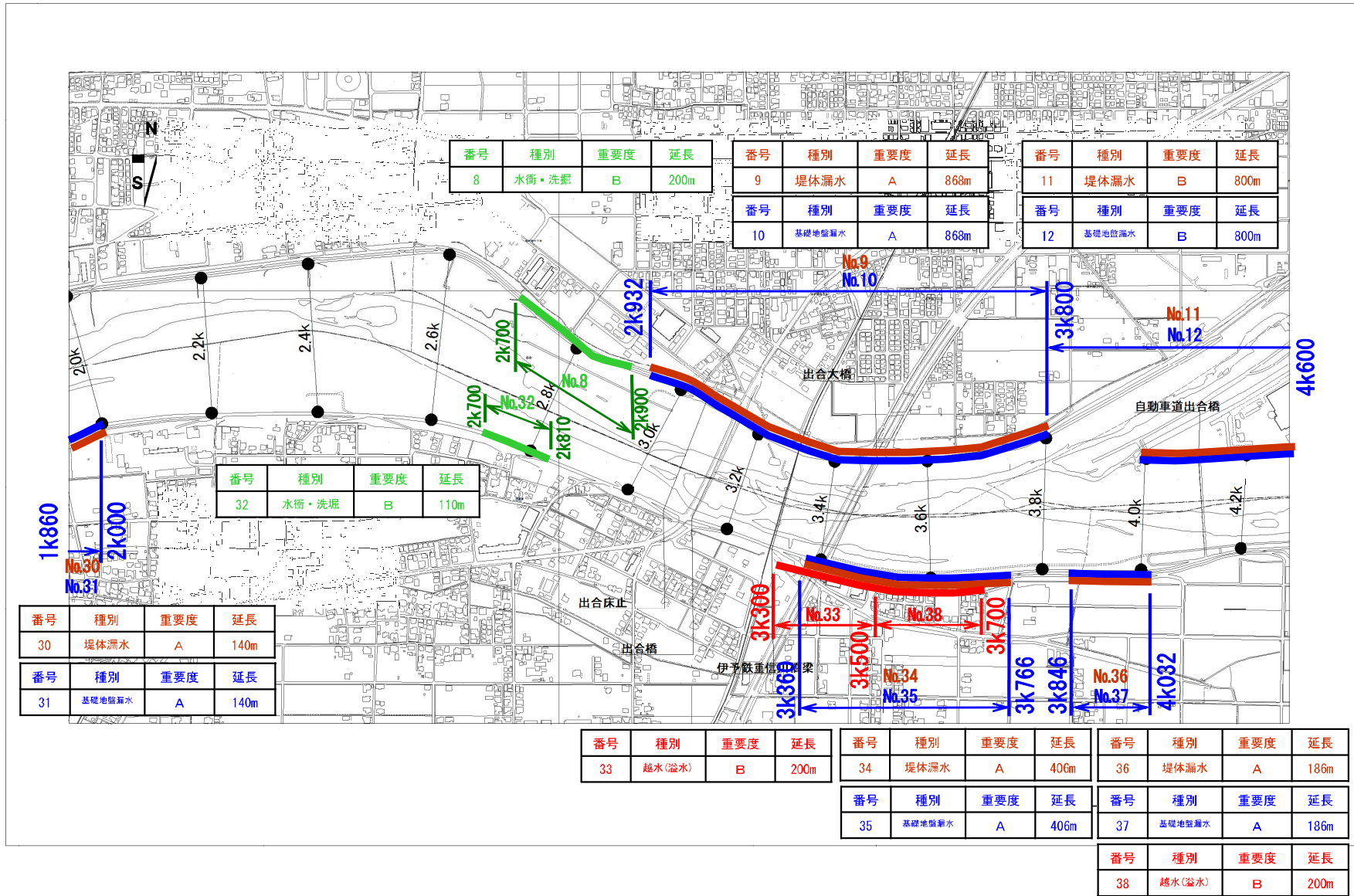
重信川 0k000~2k000

越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川



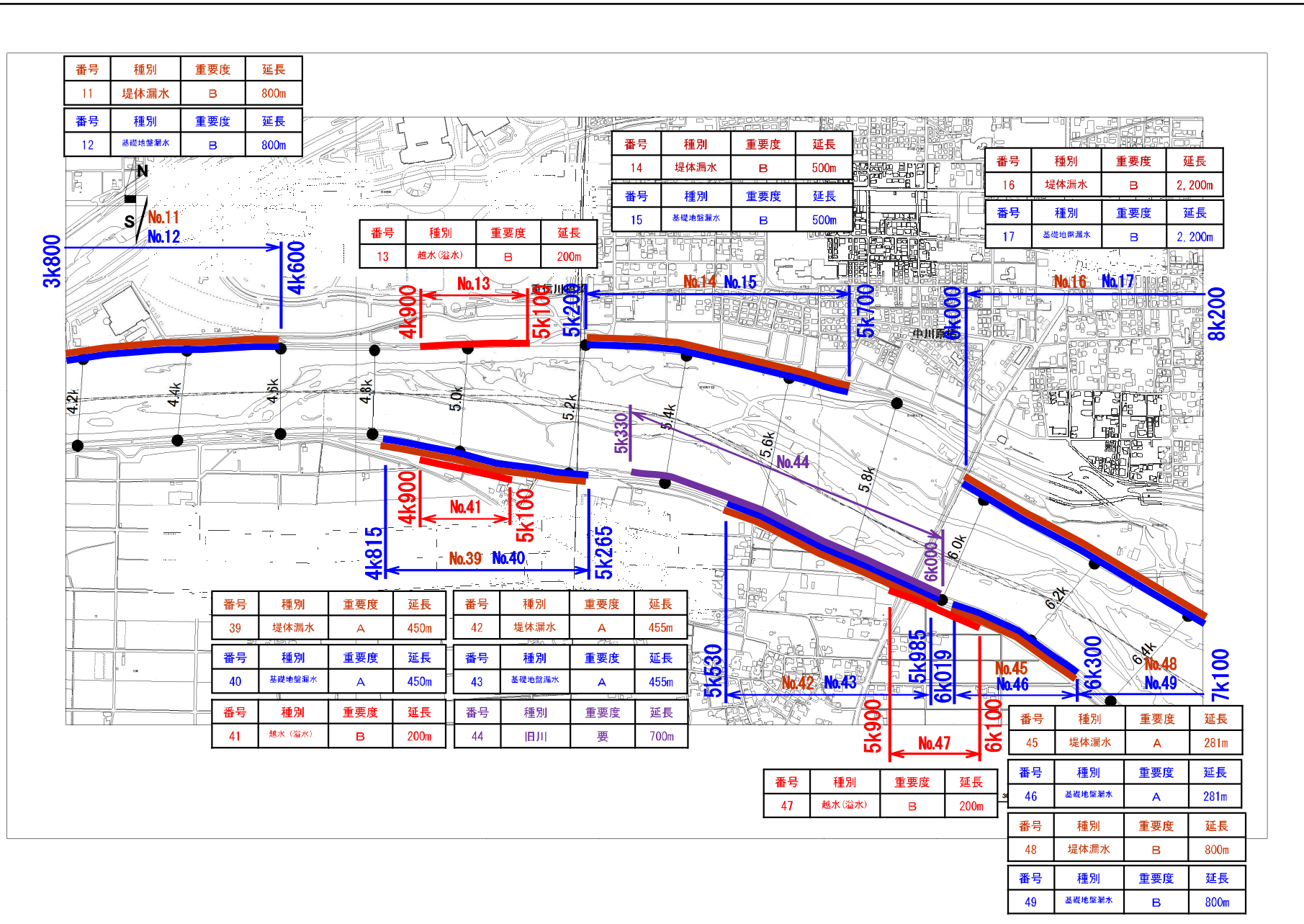
重信川 2k000~4k200

越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川



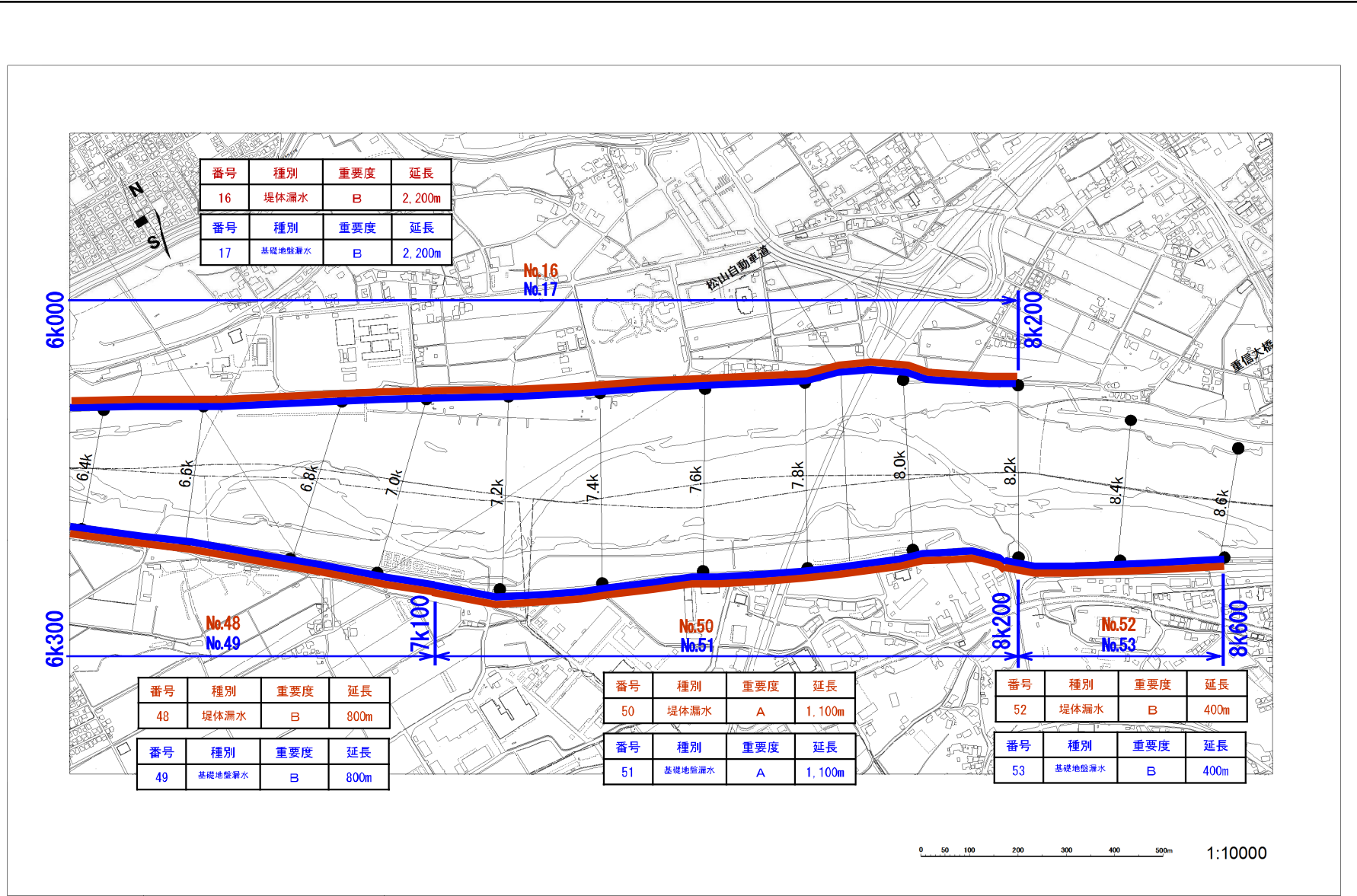
重信川 4k200~6k400

越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川



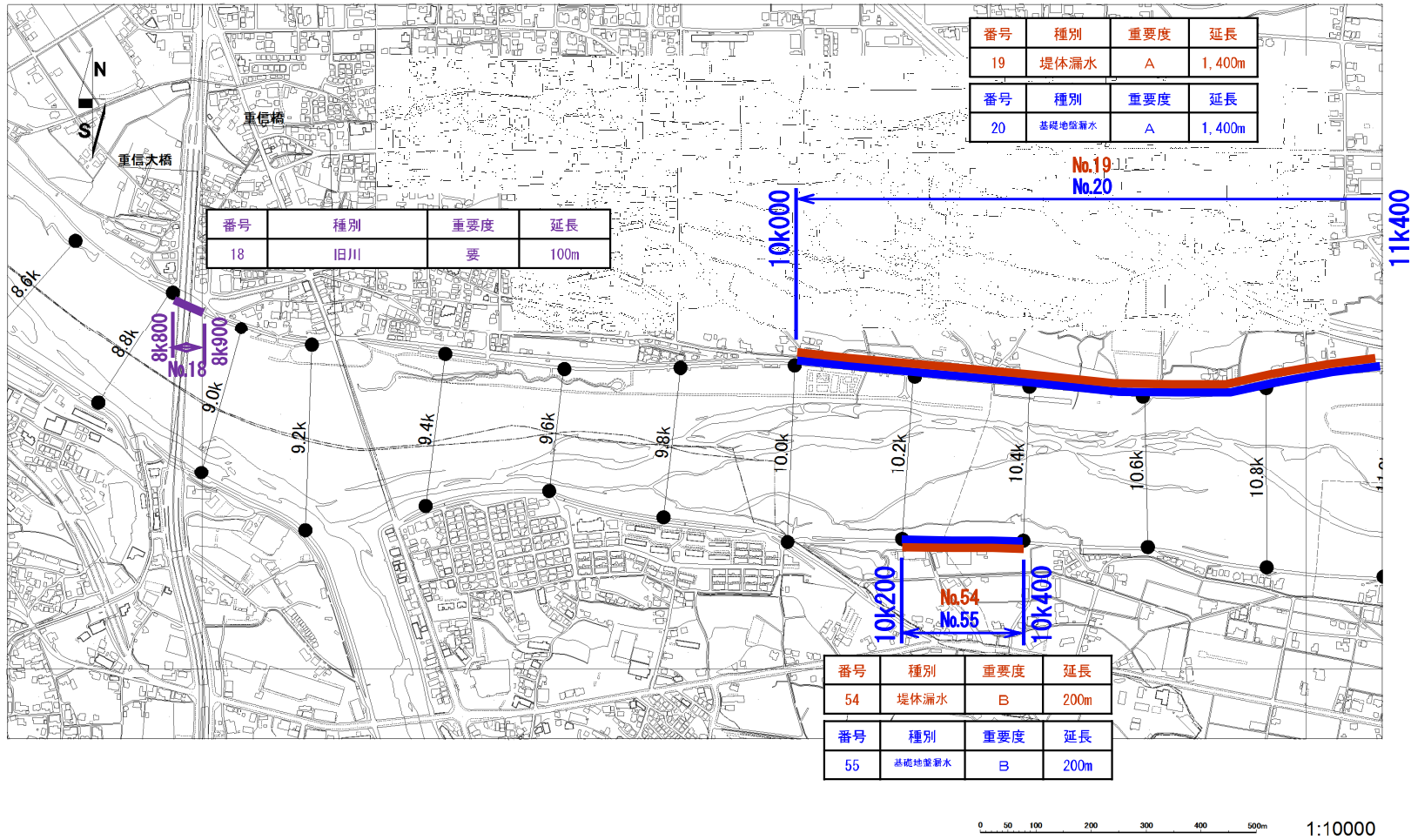
重信川 6k400~8k600

越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川



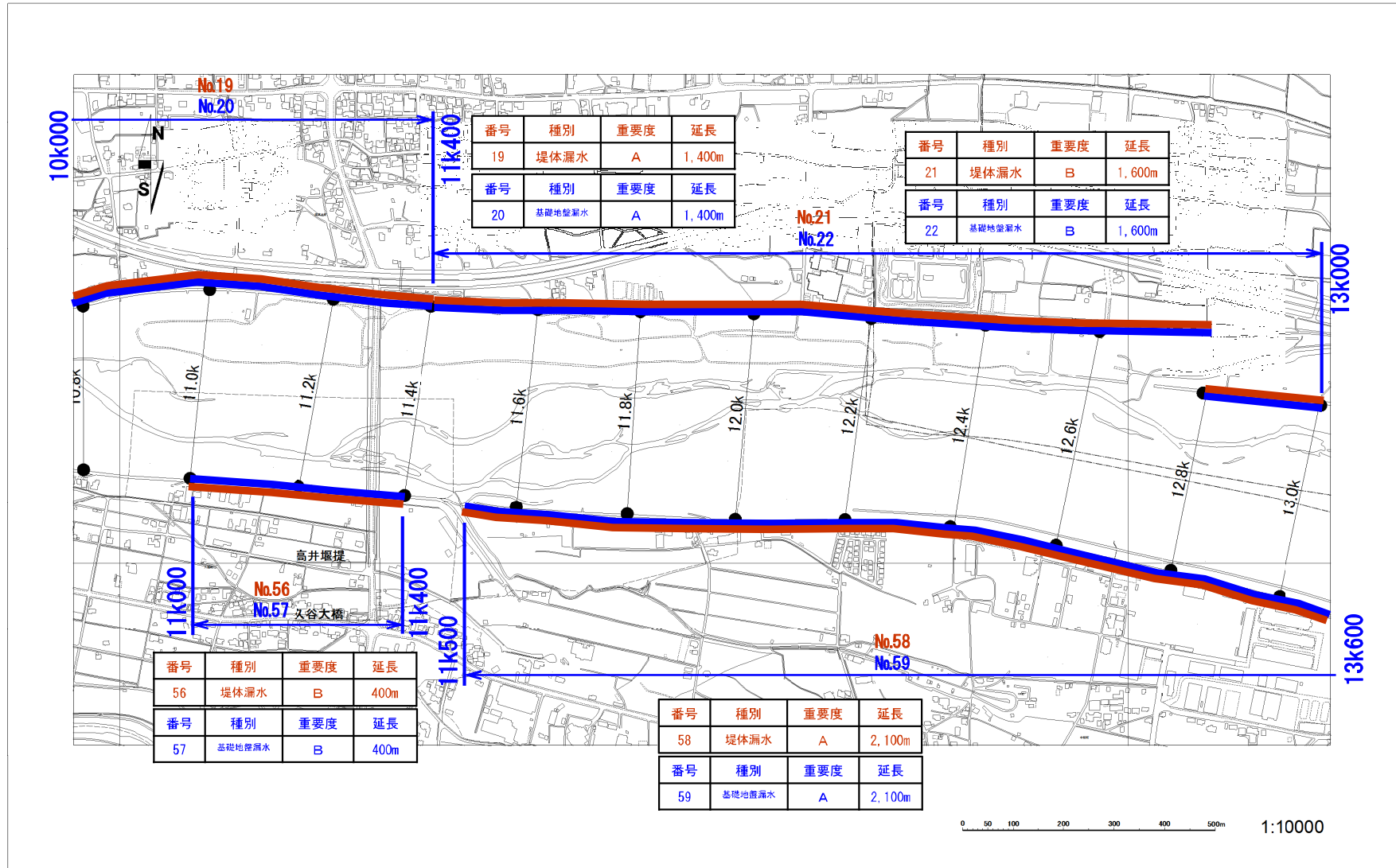
重信川 8k600~10k800

越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川



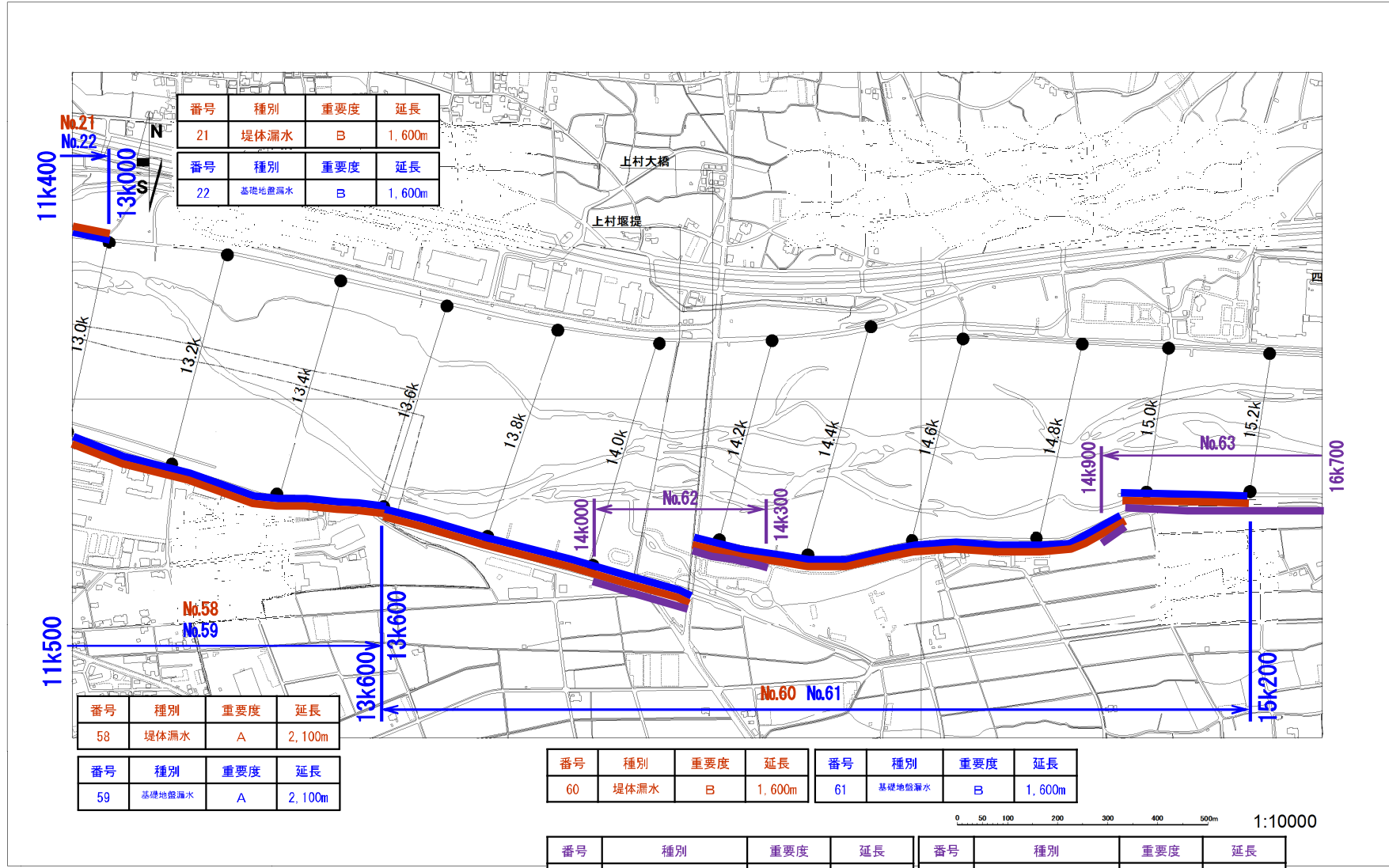
重信川 10k800~13k000

越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川



重信川 13k000~15k200

越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川



番号	種別	重要度	延長
21	堤体漏水	B	1,600m
22	基礎地盤漏水	B	1,600m

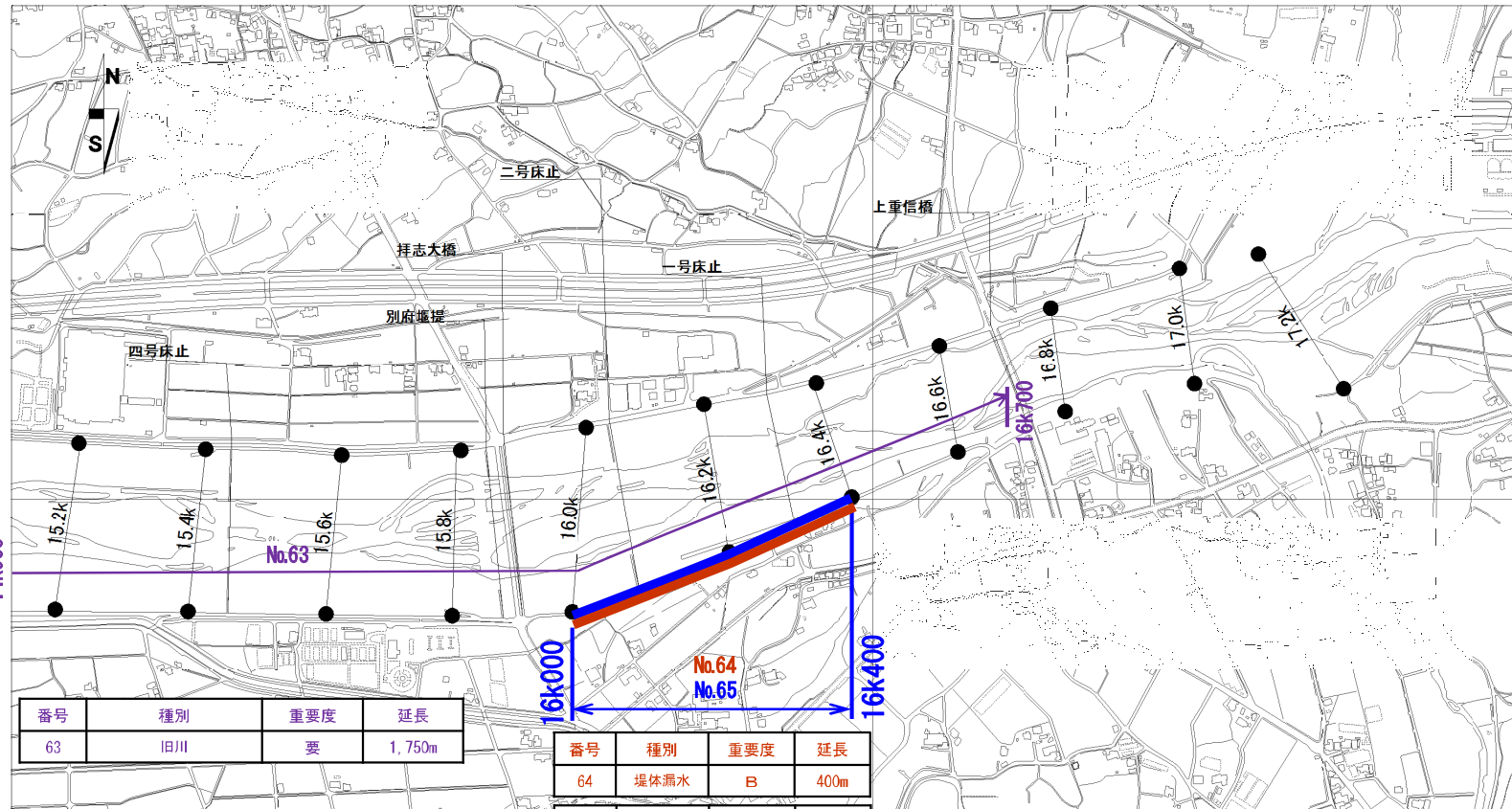
番号	種別	重要度	延長
58	堤体漏水	A	2,100m
59	基礎地盤漏水	A	2,100m

番号	種別	重要度	延長	番号	種別	重要度	延長
60	堤体漏水	B	1,600m	61	基礎地盤漏水	B	1,600m

番号	種別	重要度	延長	番号	種別	重要度	延長
62	旧川	要	300m	63	旧川	要	1,750m

重信川 15k200~17k200

越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川



番号	種別	重要度	延長
63	旧川	要	1,750m

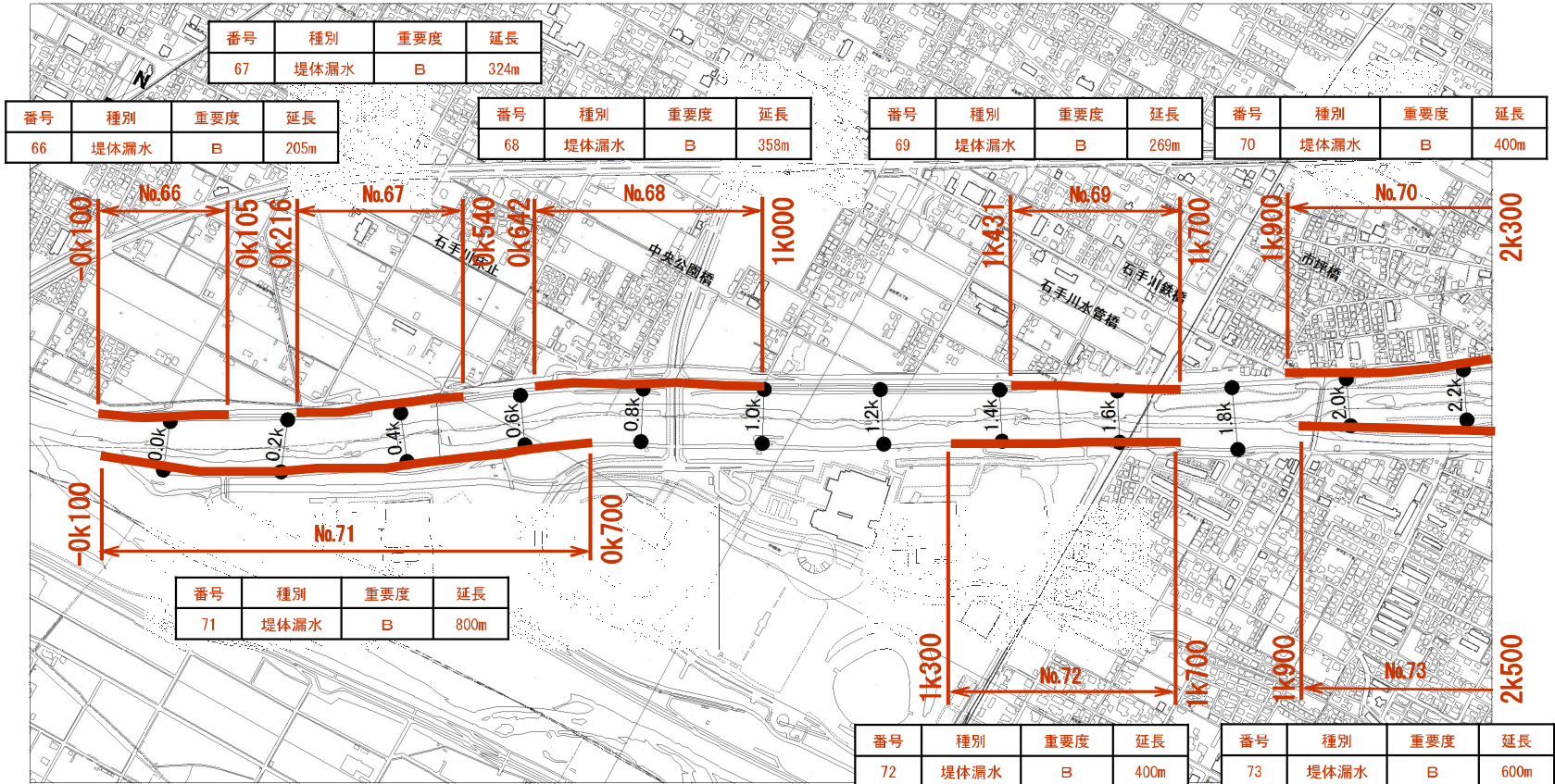
番号	種別	重要度	延長
64	堤体漏水	B	400m

番号	種別	重要度	延長
65	基礎地盤漏水	B	400m

0 50 100 200 300 400 500m 1:10000

石手川 0k000~2k200

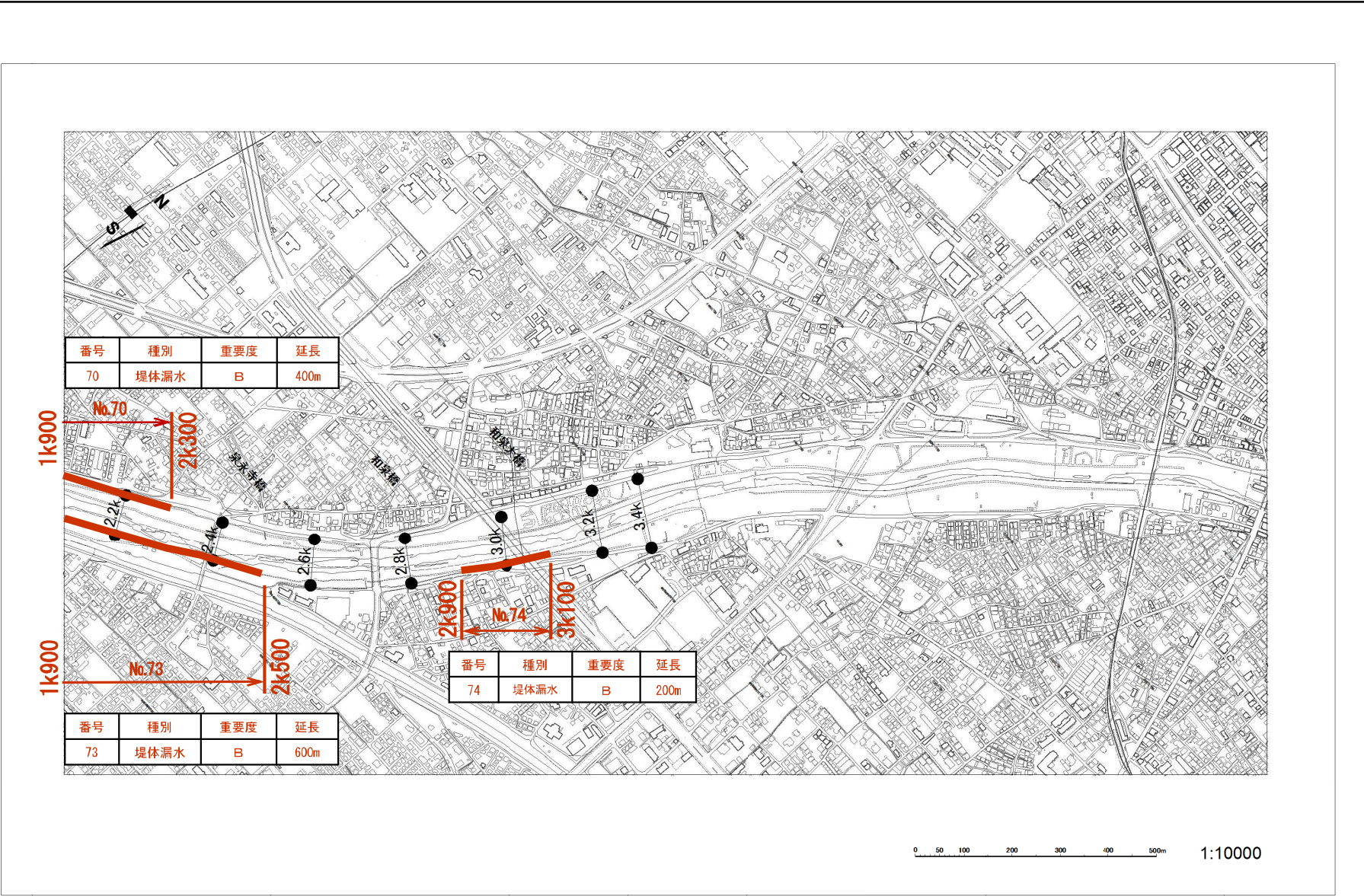
越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川



0 50 100 200 300 400 500m 1:10000

石手川 2k200~3k400

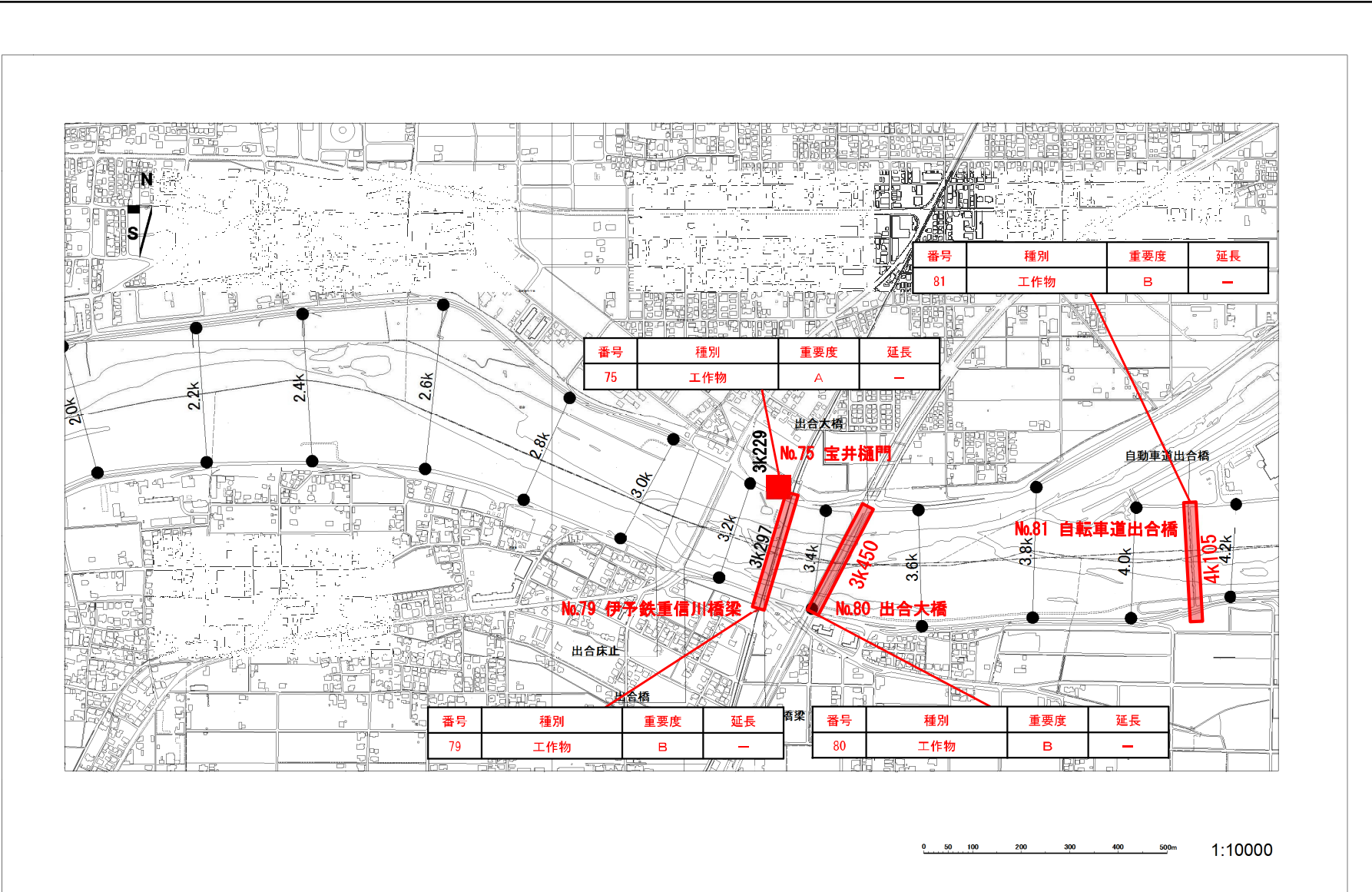
越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川



R08重要水防箇所重ね合わせ図
<工 作 物>

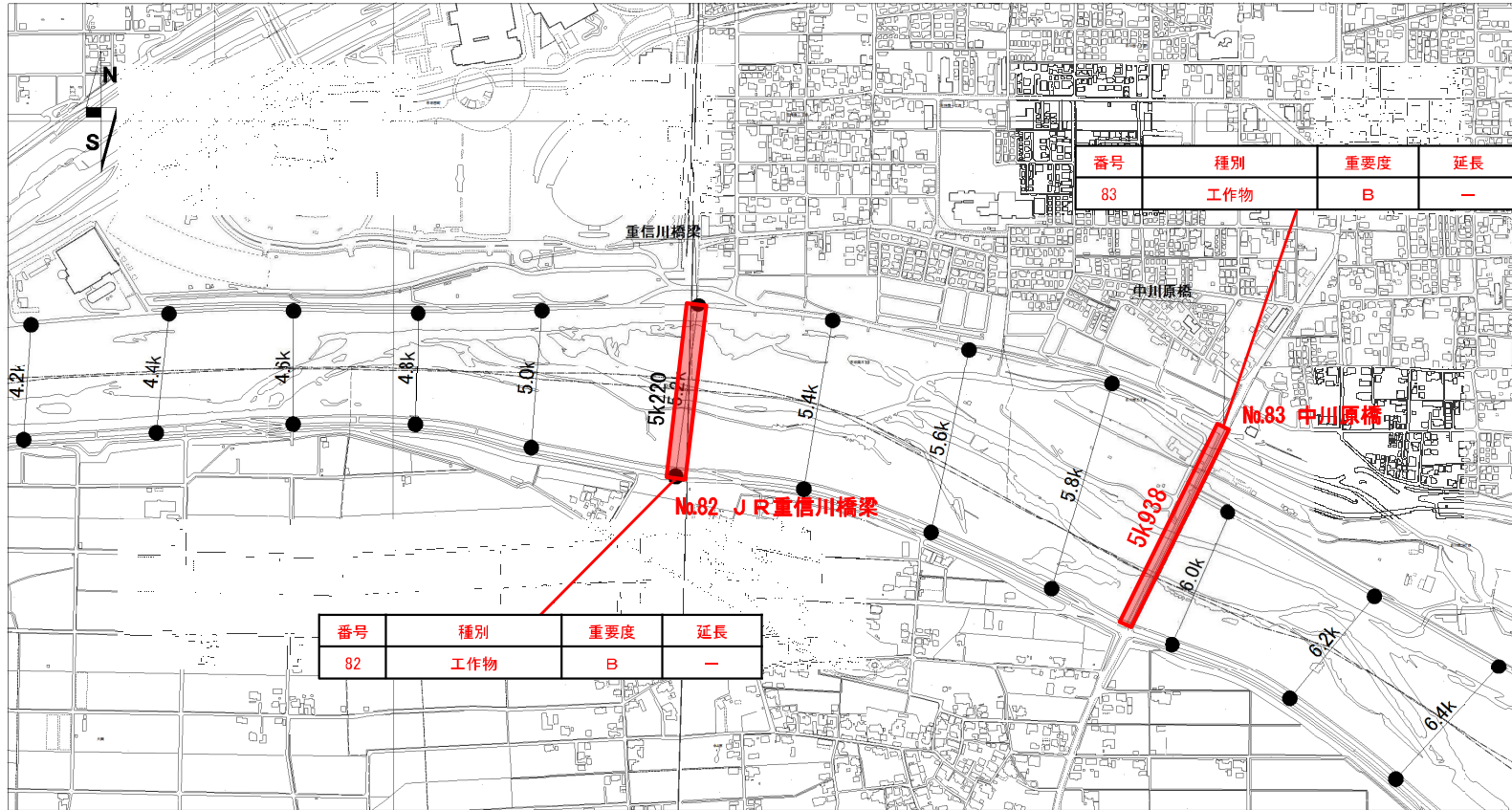
重信川 2k000~4k200

工作物



重信川 4k200~6k400

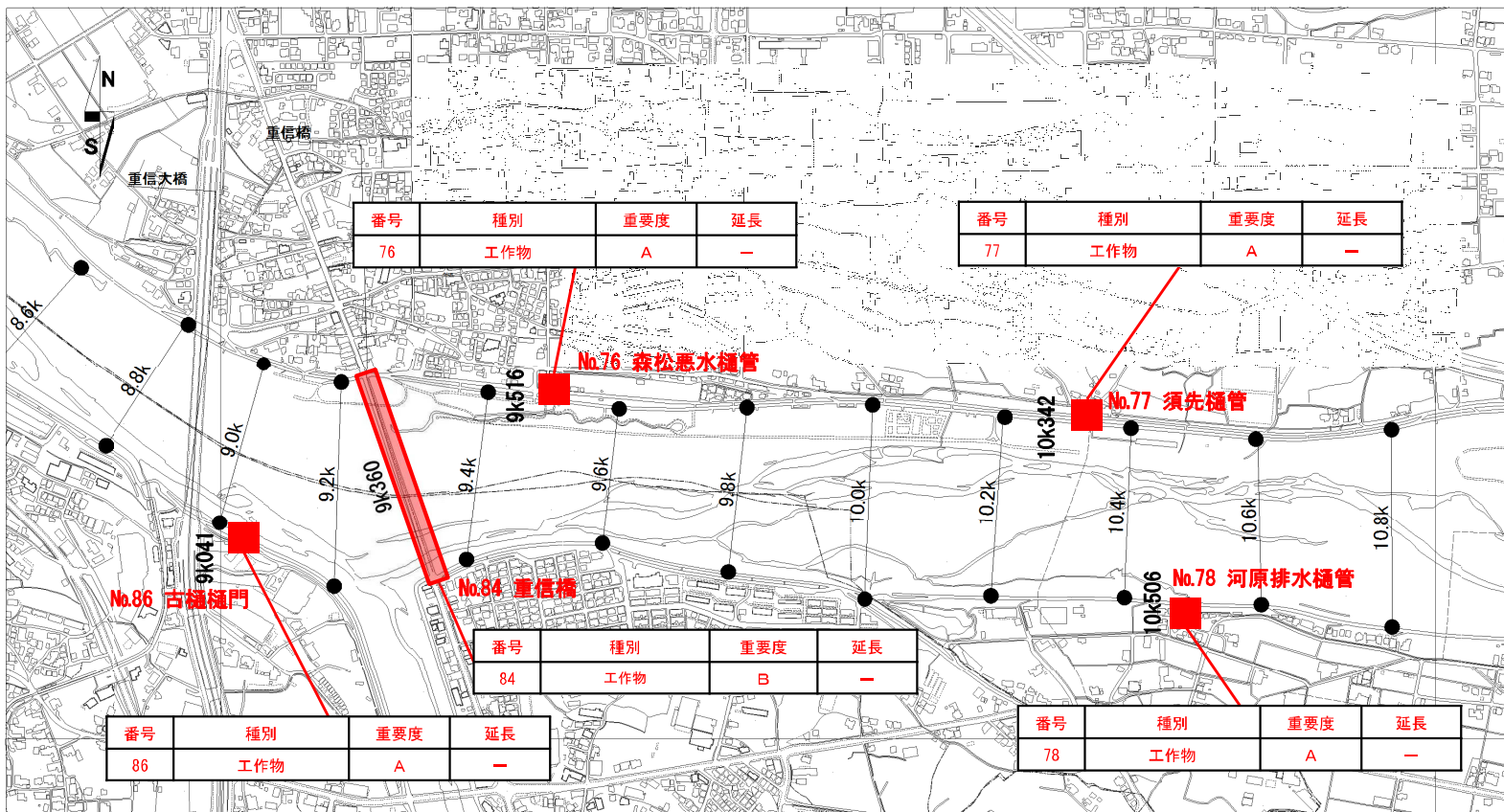
工作物



0 50 100 200 300 400 500m 1:10000

重信川 8k600~10k800

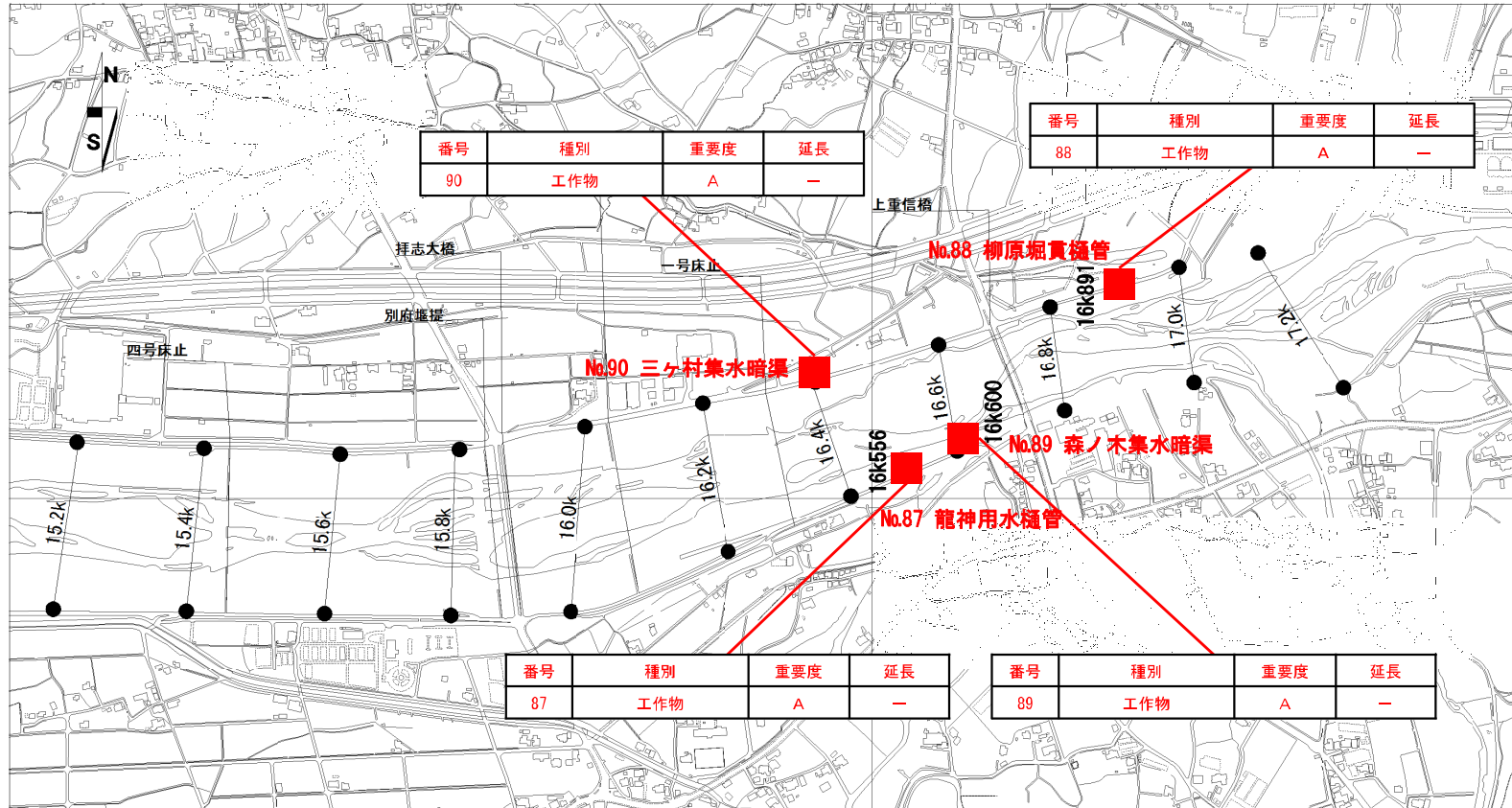
工作物



0 50 100 200 300 400 500m 1:10000

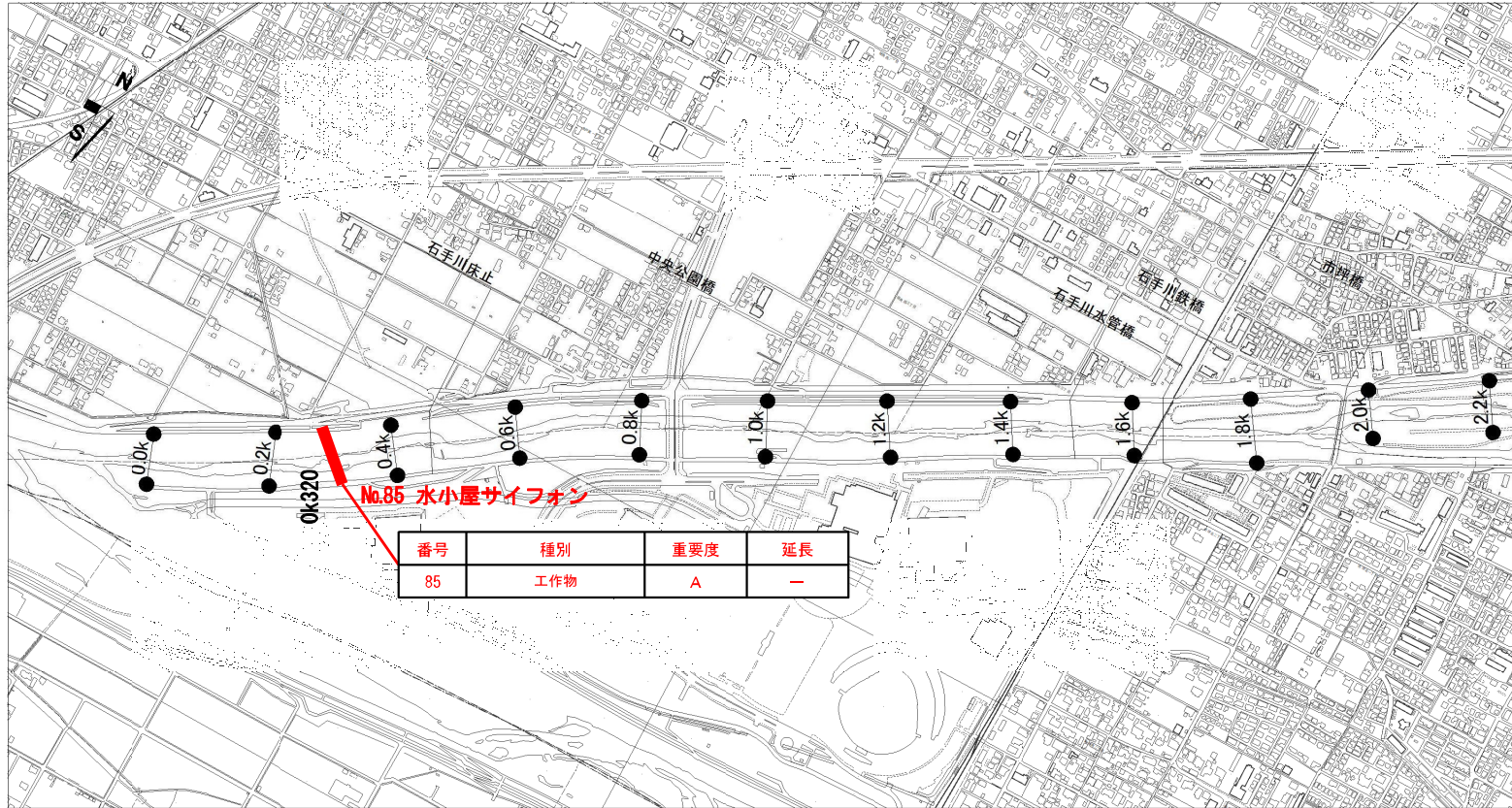
重信川 15k200~17k200

工作物



石手川 0k000~2k200

工作物

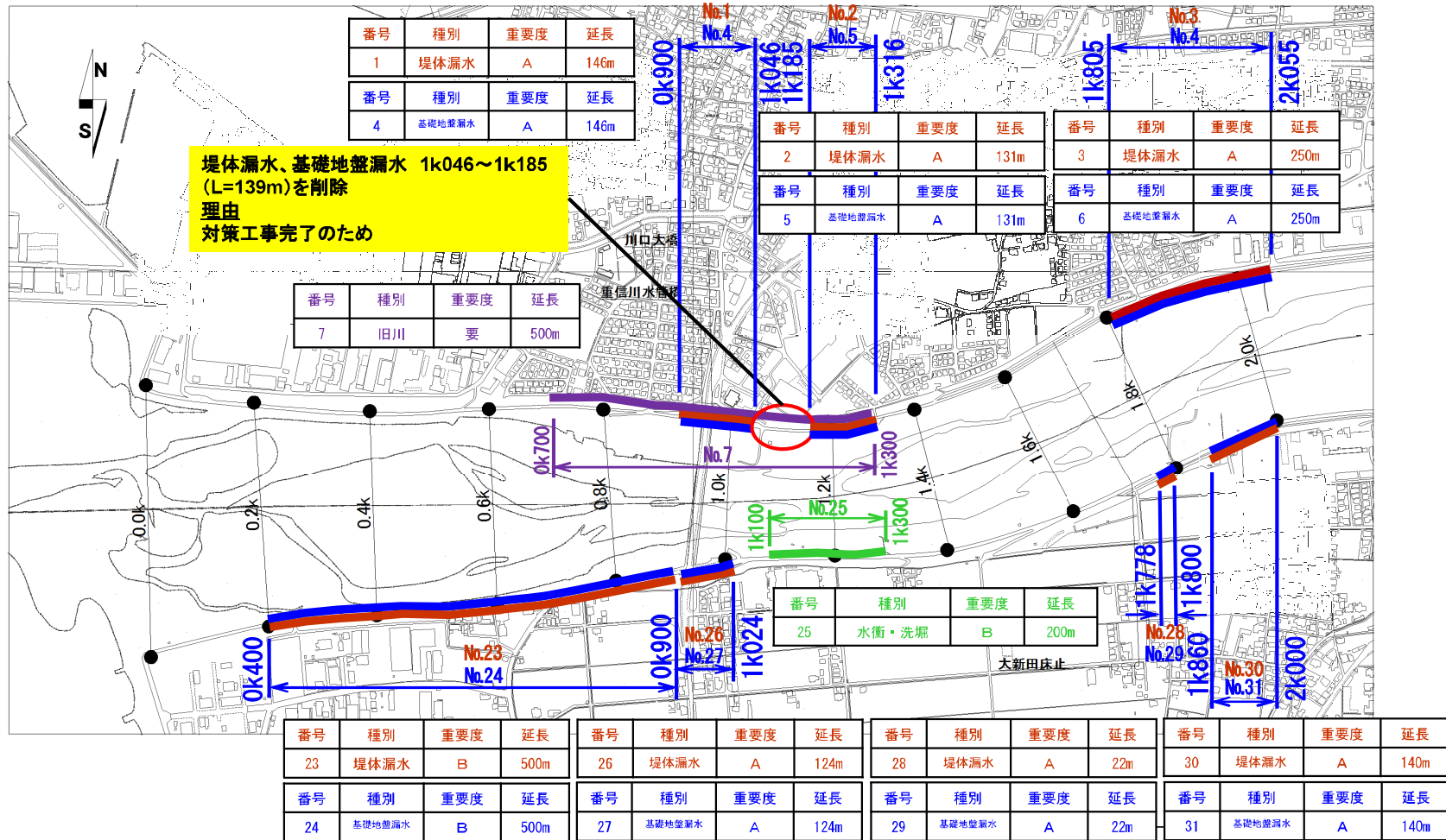


0 50 100 200 300 400 500m 1:10000

R08重要水防箇所重平面図（R07からの変更箇所）
＜越水（溢水）、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川＞

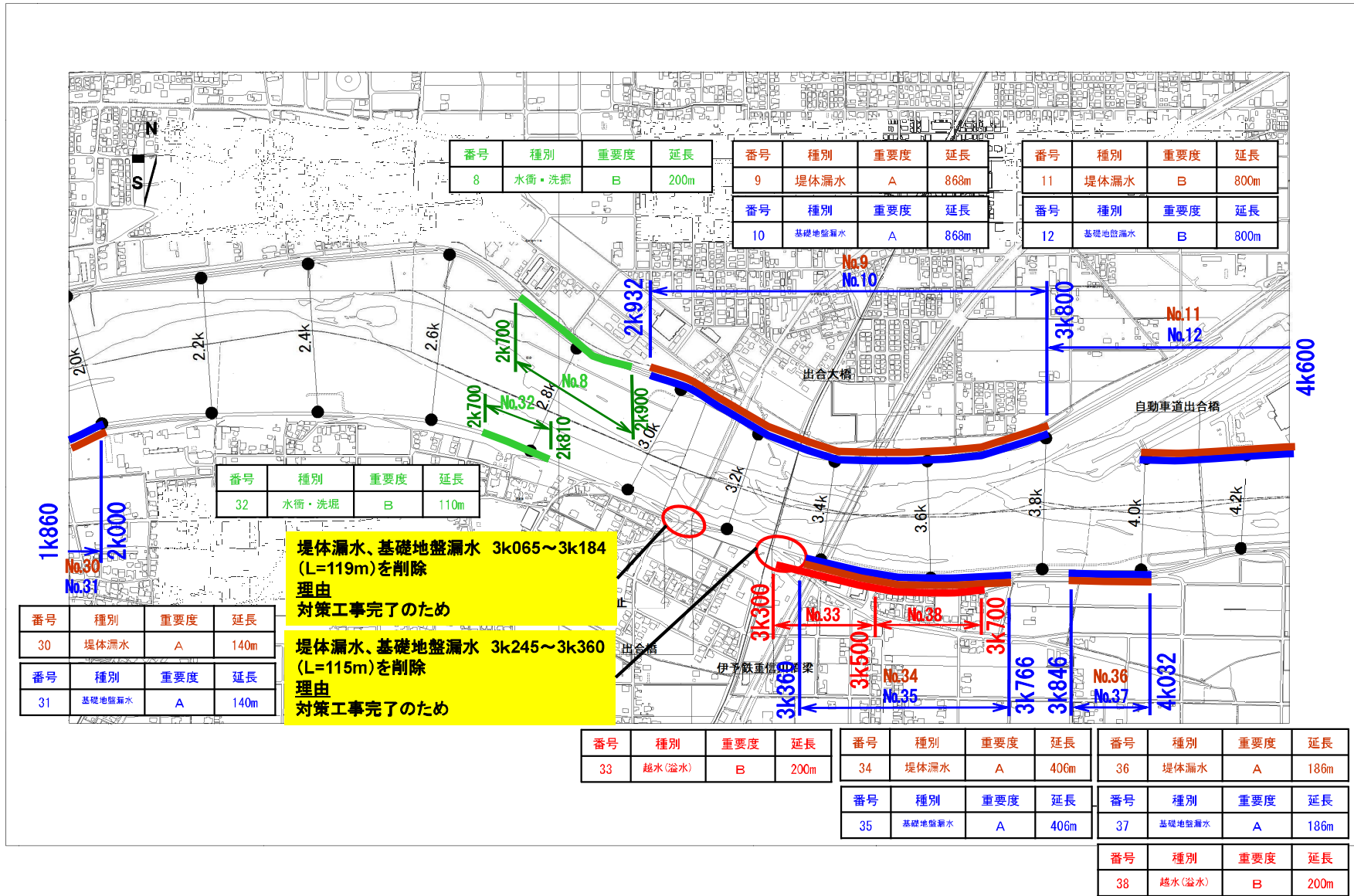
重信川 0k000~2k000

越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川



重信川 2k000~4k200

越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗堀、旧川



河川別	左右岸の別	A		B		要注意		合計			
		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	R7からの増減	延長(m)	R7からの増減
重信川	右岸	13	5,868	16	10,600	2	600	31	+2	17,068	-278
		15	5,590					33		16,790	
	左岸	26	10,996	26	9,710	3	2,750	55	-2	23,456	-468
	小計	39	16,864	42	20,310	5	3,350	86		40,524	-746
石手川	右岸	1	0	5	1,556	0	0	6		1,556	
	左岸	1	0	4	2,000	0	0	5		2,000	
	小計	2	0	9	3,556	0	0	11		3,556	
合計		41	16,864	51	23,866	5	3,350	97		44,080	-746
			16,118							43,334	

※種別毎の合計で重複を含む

説明項目

1. 重要水防箇所について(令和8年度更新版)

2. 石手川の洪水予報河川への指定について

【経緯】

取扱注意

R5.5.31 気象業法及び水防法の一部を改訂する法律公布

国土交通大臣が気象庁と共同して洪水予報を行うものとして指定してきた河川(以下、「国指定河川」とする。)の水位を予測する過程で取得した都道府県知事が気象庁と共同して洪水予報を行うものとして指定した河川(以下、「都道府県指定河川」とする。)の予測水位情報を提供することとなった。

情報提供を希望する場合は、都道府県知事より地方整備局庁等へ情報提供の依頼及び両者間の協定・実施要領の締結が必要となる。

R7.12.12 気象業務法及び水防法の一部を改訂する法律

気象庁は「洪水による重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、洪水の特別警報を新たに実施。

洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者にプッシュ型で情報提供するため、河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に通報。

【松山事務所における動き】

R7.3.3 本省、四国地方整備局協議
四国地方整備局と愛媛県の包括協定締結及び水位周知河川の洪水予報河川への格上げについて協議。

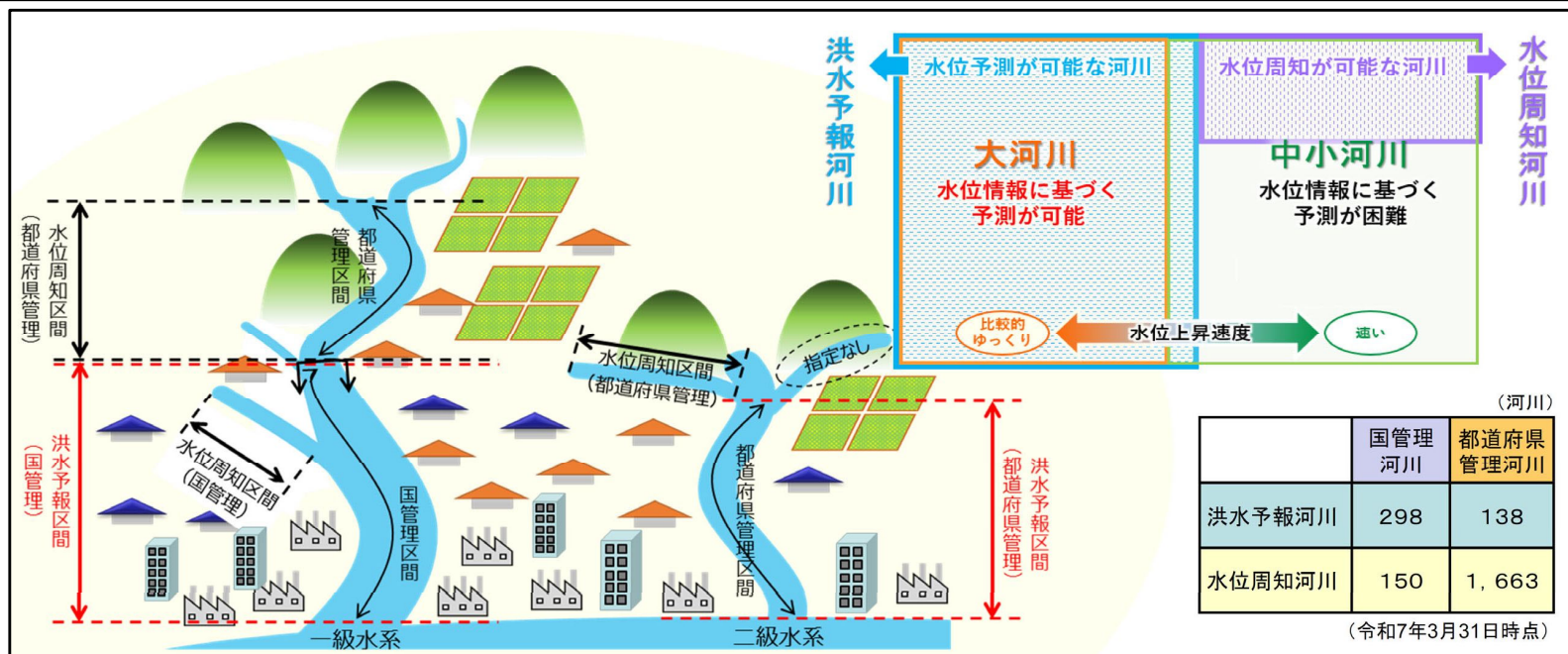
R7.3.10 四国地方整備局から愛媛県への水位予測情報の提供に関する協定(包括協定)を締結

R8.4.20 重信川水系洪水予報実施河川の追加に係る協議 について(合意)

R8.5.29 石手川洪水予報河川の告示予定

石手川洪水予報河川の指定について

- 重信川水系石手川は愛媛県の県庁所在地である松山市の市街地を貫流しており、洪水により国民経済上重大な損害を生ずる恐れがあると認められるため、**洪水予報河川**の指定を行う。
- 水位周知河川 → 洪水予報河川への移行は、住民への情報提供を「水位の周知」から「洪水リスクの予測」へ高度化し、行政の防災判断を迅速化し、流域全体の減災力を高めるための制度移行。



水位周知河川(現状)
現在の水位のみを提供
水位予測なし
避難判断は住民・自治体に委ねられている
目的:水位の見える化



洪水予報河川(移行後)
現在+将来の水位を提供
予測モデルに基づく情報
自治体の避難指示発令を支援
目的:洪水リスクの早期把握

水位周知河川 予報文

正規

いしてがわ 石手川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

令和 07 年 04 月 22 日 13 時 50 分
国土交通省 松山河川国道事務所 愛媛県 共同発表
(第 3 号)

(主文)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示の発令の目安です。石手川の湯渡基準観測所(松山市)では、22日13時50分頃に、氾濫危険水位(6.10m)に到達しました。

市区町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(警戒レベル相当情報早見表)

石手川氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)	
新着・更新	新着
基準観測所	湯渡
対象河川	石手川
警戒レベル()相当	
現況水位	
松山市	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
[防災用語ウェブサイト:早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

(参考)

石手川 湯渡基準観測所(松山市)
(受け持ち区間は 石手川左岸:松山市高野町(市之井手橋)から幹川合流点、右岸:松山市満辺町(市之井手橋)から幹川合流点)

発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?nwtype=11&rwcd=8808701100
-----------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://fr.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

正規

石手川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)

石手川洪水予報第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
松山河川国道事務所・愛媛県・松山地方気象台 共同発表

(見出し)

石手川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。石手川の湯渡基準観測所(松山市)では、「氾濫危険水位」に到達しました。石手川では堤防決壊等による氾濫の恐れがあり、松山市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(警戒レベル相当情報早見表)

石手川レベル4 氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)	
新着・更新	更新
基準水位観測所名	湯渡
対象河川	石手川
警戒レベル()相当	4
現況水位	4 (レベル4水位超過)
予測水位	
松山市	4
△△市	4

市区町村ごとの警戒レベル相当の数は、同一洪水予報区間の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト:早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
石手川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

洪水予報河川 予報文

(水位または流量)

基準観測所	水位(m)	00日 00:00現在 X.XX	01:00予測 X.XX	02:00予測 X.XX	03:00予測 X.XX	04:00予測 X.XX	05:00予測 X.XX	06:00予測 X.XX
警戒レベル4相当								
湯渡 (松山市)	氾濫危険水位	6.10m						
	避難判断水位	5.30m						
	氾濫注意水位	4.90m						
	ゼロ点高	EL+31.62m						

・ゼロ点高に関する解説

https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	湯渡 基準観測所 松山市		
受け持ち区間	石手川		
	左岸 松山市高野町から幹川合流点		
	左岸 松山市満辺町から幹川合流点		

口雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨(解析雨量、降水短時間予報) https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.805683300/lon:132.725391700/colordepth:normal/elements:almcs&almcs_fcst&rsrf

口洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面 <https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?nwtype=10&rwcd=8808700100>

口河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン <https://fr.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88>

口氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ <https://auboumap.gsi.go.jp/ShinSuMap/Map/?x=132.725391700&y=33.805683300&z=13>



イメージ

今後の雨(解析雨量、降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報 洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係: 国土交通省 松山河川国道事務所 工務第一課 電話: 089-972-0206
愛媛県 土部河川港湾局 河川課 電話: 089-912-2672
気象関係: 気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話: 06-6949-1300

○背景

- ◇自然災害の頻発・激甚化や過去に例のない災害の発生を踏まえ、防災対応のための国や都道府県が行う予報・警報の高度化が求められている。
- ◇加えて、洪水等に対する民間の事業継続等のため、国等が行う予報を補完する局所的な予報(個々の事業者等に向けた予報)のニーズも高まっている。

○気象業務法及び水防法改正に伴う対応について

令和5年度に改正された水防法の規定に基づき、国土交通大臣は都道府県知事の求めに応じ、国土交通大臣が気象庁と共同して洪水予報を行うものとして指定してきた河川の水位を予測する過程で取得した都道府県知事が気象庁と共同して洪水予報を行うものとして指定した河川の予測水位情報を提供することとなった。

○水防法第10条2

国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

● 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律(令和5年5月31日法律第37号)

【公布:R5.5.31／施行:R5.5.31又は公布から6か月以内で政令で定める日】

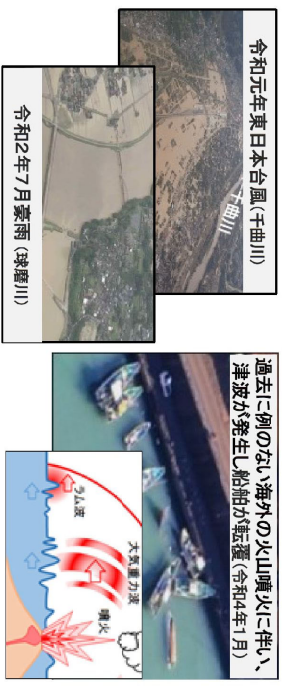
背景・必要性

○ 自然災害の頻発・激甚化や過去に例のない災害の発生を踏まえ、**防災対応のための国や都道府県が行う予報・警報の高度化**が求められている。

○ 加えて、洪水等に対する民間の事業継続等のため、**国等が行う予報を補完する局所的な予報**(個々の事業者等に向けた予報)のニーズも高まっている。

○ これらのニーズに対応する**最新の技術進展**(※)を踏まえ、自治体や住民、事業者等における様々な防災対応がより適確に実施されるよう、官民それぞれにおいて、**予報の高度化・充実を図る必要がある**。

(※)国指定河川の洪水予報では本川・支川一体予測を可能とする技術が、民間ではコンピュータシミュレーションによる予測技術等が進展。



法律の概要

国・都道府県による予報の高度化 ― 国民の防災活動に資する「防災気象情報」の提供

① 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化

【水防法・気象業務法】

○ 国土交通大臣は、都道府県知事の求めに応じ、国指定河川の水位を予測する過程で取得した**都道府県指定河川の予測水位情報を提供**(※)。

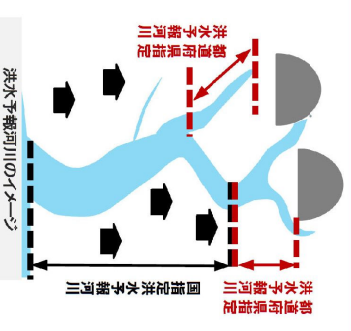
(※) 気象業務法の予報制限を適用除外

○ 都道府県知事と気象庁は、当該情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施。

② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施

【気象業務法】

○ 気象庁が実施する業務に「**火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象**」を追加し、火山現象に伴う津波の予報・警報を適確に実施。



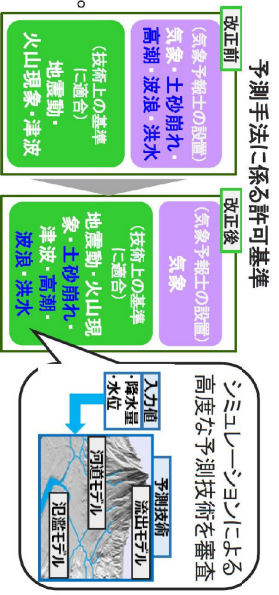
民間事業者による予報の高度化 ― 多様なニーズに応じた「きめ細やかな予報」の提供

① 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化

【気象業務法】

○ 土砂崩れ・高潮・波浪・洪水(気象の予測結果により予測可能な現象)の予報業務の許可について、**最新技術に基づく予測手法の導入による予測精度の向上を図るため、許可基準を新設し、気象庁長官が予測技術を審査**。

- ・ 自ら気象の予測をしない事業者は、気象予報士の設置義務を免除。
- ・ 土砂崩れ・洪水の予測技術の審査には、国土交通大臣も関与。



② 防災に関連する予報の適切な提供の確保

【気象業務法】

○ 社会的な影響が特に大きい現象(噴火・火山ガス・土砂崩れ・津波・高潮・洪水)の予報業務について、気象庁の予報等との相違による防災上の混乱を防止するため、**事前説明を行った者のみへの提供を許可**。(事前説明の義務付け)

○ 気象庁以外の者の警報の制限の対象に土砂崩れを追加。

許可事業者からサービス利用者に対し事前に説明



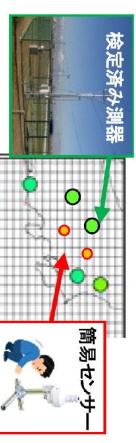
【説明事項】
・ 国等の警報との違い
・ 予報の特性・誤差等

③ 予報業務に用いることができる気象測器の拡充

【気象業務法】

○ 予報の精度向上を図るため、気象庁長官の確認を受けた場合には、検定済みではない気象測器を予報業務のために**補完的に用いることを可能**とする。

検定済み測器の観測値を主として、簡易センサーによる観測値を補完的に利用して予報



目標・効果

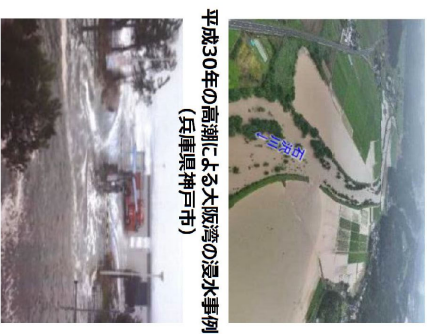
- ① 国土交通省による都道府県指定河川の予測水位情報の提供により、**早期に洪水予報が可能となる河川数: 施行後5年間で約900河川**
- ② 国等が行う洪水等の予報を補完する予報のニーズに対応する予報業務許可事業者の数: **土砂崩れ0者、洪水0者(2023年)⇒土砂崩れ10者、洪水30者(2028年)**

● 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和7年法律第86号）

【公布：R7.12.12 / 施行：R8.5.29】

背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、**洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知が求められている**
- **洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展**（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、**水災による被害の軽減を図る必要がある**
- （※1） 監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、**外国法人等による予報業務に関する規制を強化する必要がある**



改正の概要

1. 洪水に係る情報提供体制の強化【気象業務法・水防法】

- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれが大きく大きい場合に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）を提供
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**ツウイン型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に通報**

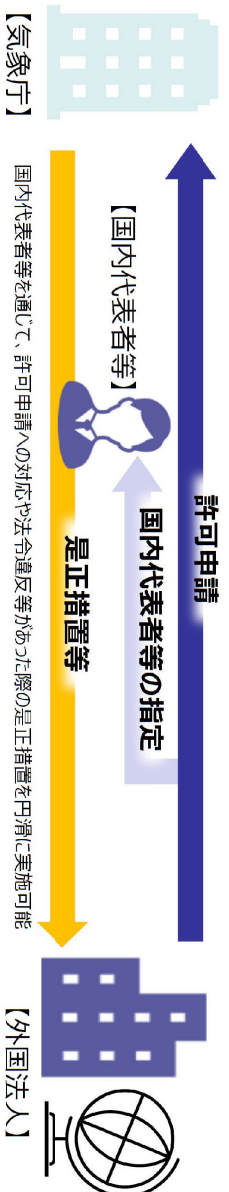


2. 高潮の共同予報・警報の創設【気象業務法・水防法】

- 予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸（※2）において、**国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施**
- （※2） 高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸

3. 外国法人等による予報業務に関する規制の強化【気象業務法】

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
- ・ 許可の申請に当たって、**国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け**
- ・ **国内代表者等**（※3）の所在が不明である場合、**簡易な手続きにより許可を取り消すことができる**（※3） 国内事業者の場合は許可を取得した者
- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について、利用者がこうした不適切に行われる予報等を忌避できるよう、**氏名等を公表できること**（※4）とする（※4） 国内事業者も対象に含まれる



【目標・効果】（KPI）

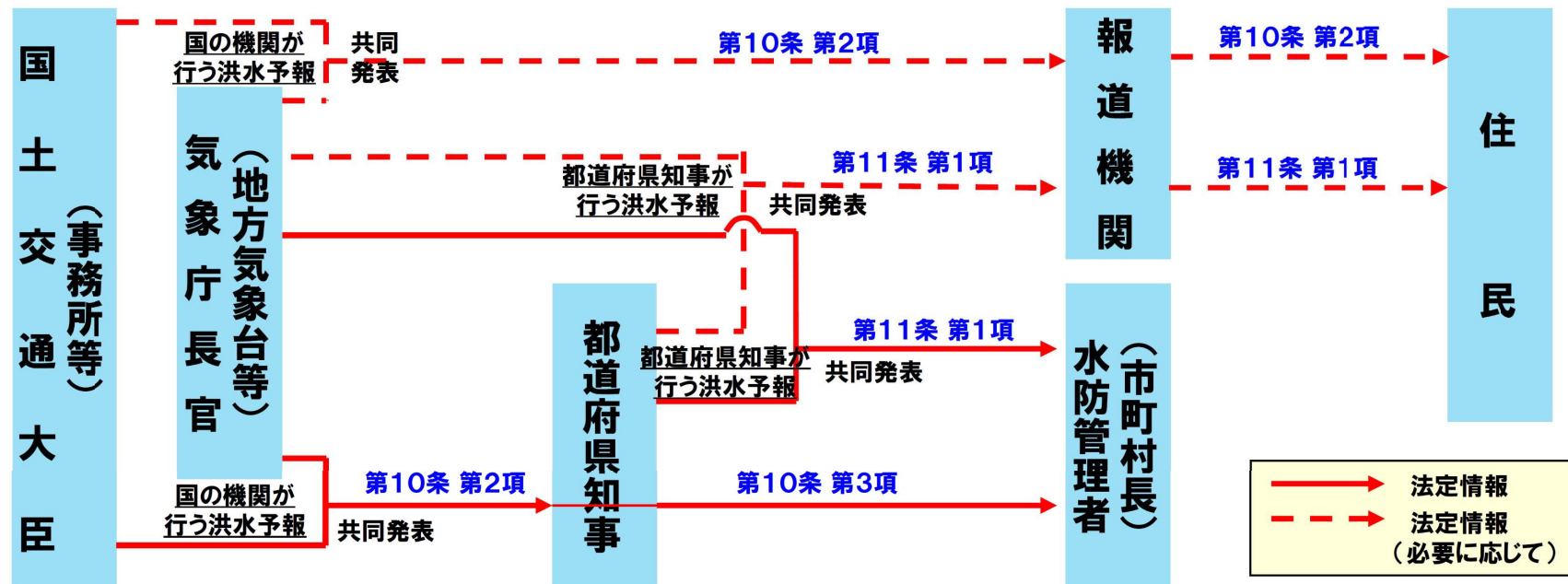
- ① 洪水の特別警報の認知度：80%（施行後5年）
 - ② 高潮の共同予報・警報を実施する指定海岸の数：10海岸（施行後5年）
- ※ いずれも新設規定

(国の機関が行う洪水予報)

- 第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。(一部省略)

(都道府県知事が行う洪水予報)

- 第11条 都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。(一部省略)



(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

- 第13条 **国土交通大臣は**、第10条第2項(=洪水予報)の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして**指定した河川について、特別警戒水位を定め**、当該河川の**水位がこれに達したときは**、その旨を当該河川の水位又は流量を示して**関係都道府県知事に通知**するとともに、必要に応じ**報道機関の協力**を求めて、これを**一般に周知**させなければならない。
- 2 **都道府県知事は**、第10条第2項又は第11条第1項(=洪水予報)の規定により国土交通大臣又は自らが**指定した河川以外の河川のうち**、河川法に規定する指定区間内の一級河川又は同法に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして**指定した河川について、特別警戒水位を定め**、当該河川の**水位がこれに達したときは**、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに**水防管理者及び量水標管理者に通知**するとともに、必要に応じ**報道機関の協力**を求めて、これを**一般に周知**させなければならない。
- 3 **都道府県知事は**、第1項の規定による**通知を受けた場合**においては、直ちに**水防管理者及び量水標管理者に**、その受けた通知に係る事項を**通知**しなければならない。(一部省略)

【洪水予報河川】・・・水位等の予測が技術的に可能な「流域面積が大きい河川」



【水位周知河川】・・・流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川

